

遊漁船業者登録の手引き

令和6年10月

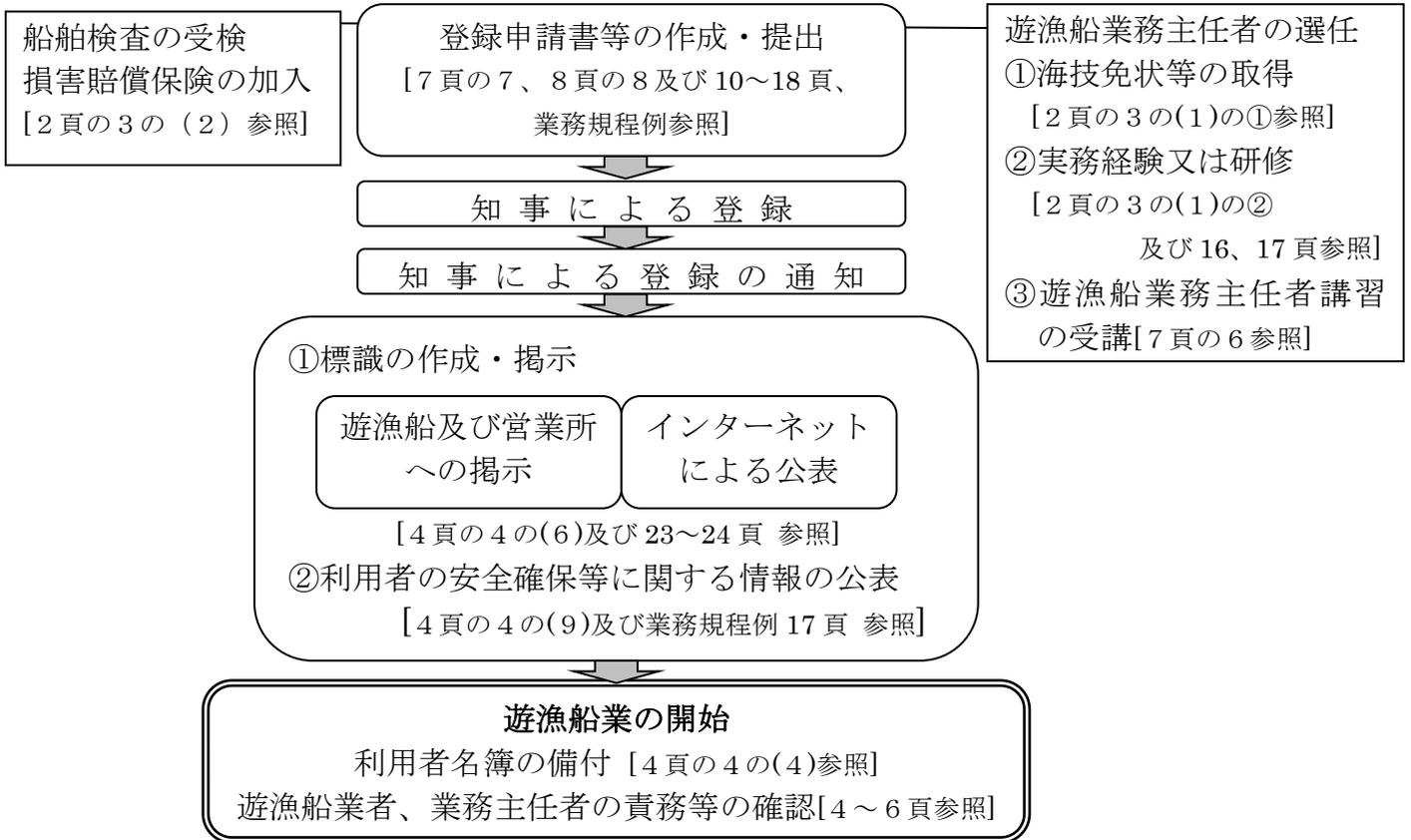
三重県農林水産部水産資源管理課

【目次】

1	はじめに	1
2	遊漁船業とは	2
3	遊漁船業者の登録条件について	2
4	遊漁船業者の責務等	4
5	遊漁船業務主任者の責務等	5
6	遊漁船業務主任者講習について	7
7	登録申請先及び問い合わせ先について	7
8	登録申請（更新登録）について	8
9	登録後の届出事項	9
	（参考）新規登録（更新登録）申請書等作成例	10
	標識作成例	23
	利用者名簿様式例	25

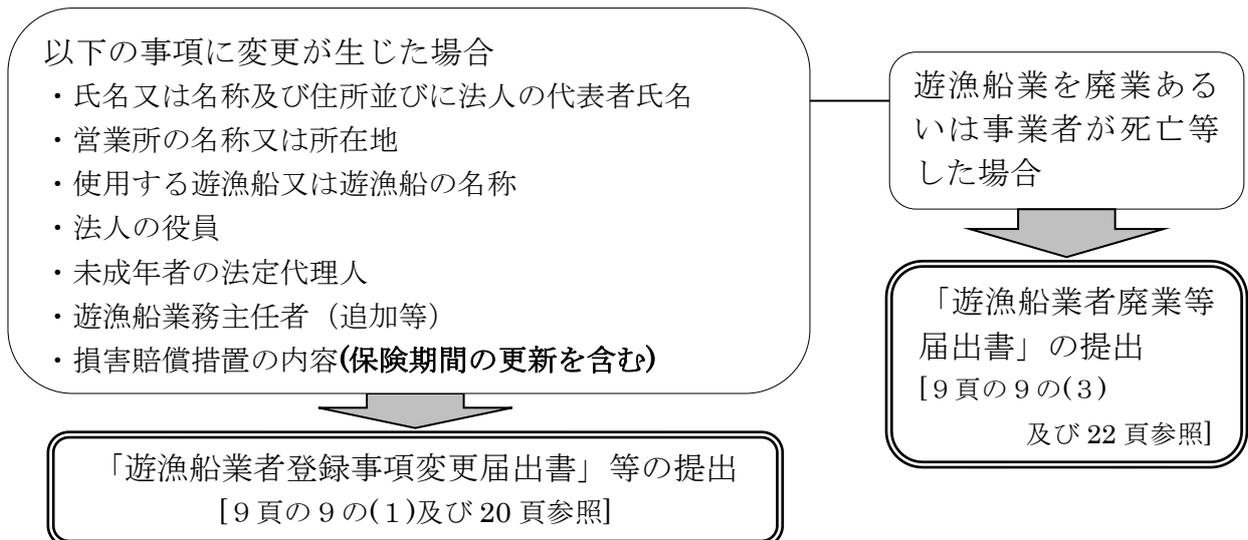
1 はじめに

【遊漁船業開始までの流れ】

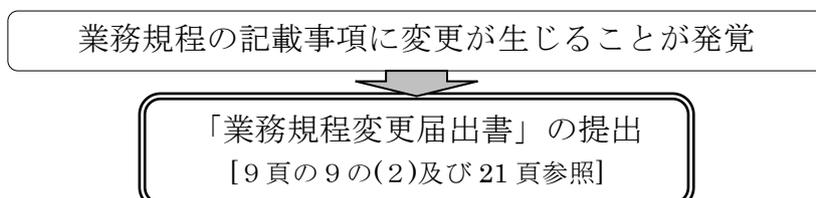


【登録後に必要な手続】

○遊漁船業者は、以下の事項に該当する場合は、30日以内の届出が必要です。



○業務規程を変更する場合は、変更が生じる日前に、届出なければなりません。



2 遊漁船業とは

遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊適法」という。）において「遊漁船業」とは、「船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業」と定義されています。

(1) 遊漁船業者の登録

遊漁船業を営もうとする者は、営業所ごとにその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされています。

(2) 登録の有効期間

登録の有効期限は5年です。ただし、業務停止命令を受けた場合は1年に、業務改善命令を受けた場合等は3年に短縮されます。

3 遊漁船業者の登録条件について

遊漁船業者の登録を受けるには、次の条件をすべて満たすことが必要です。

(1) 利用者の安全管理等に当たる遊漁船業務主任者を選任していること

遊漁船業務主任者は、以下の基準を満たしている必要があります。

- ① 海技士（航海）又は小型船舶操縦士（1級又は2級）の資格を有していること。
※ただし、船長を兼務する場合は、「特定操縦免許」も取得する必要があります。
- ② 遊漁船業務の実務経験が1年以上あること又は遊漁船業務主任者の指導による30日（1日につき5時間以上の実務が必要）以上の実務研修を修了していること。
- ③ 遊漁船業務主任者講習を受講し、修了証明書の交付を受けてから5年を経過しないこと。
※交付を受けた日の年の、翌年の1月1日から数えて5年以内であること。
- ④ 登録の拒否要件に該当する者、若しくは業務改善命令を受け業務主任者を解任され、解任の日から5年を経過しない者のいずれにも該当しないこと。

(2) 損害賠償保険に加入していること

利用定員1人当たりの填補限度額が5千万円以上であること。磯等渡しの業務を行う場合は、磯等渡し後の損害を賠償する保険にも加入していること。

(3) 業務規程を定めていること

業務規程は、出航の中止基準や事故発生時の対処方法、釣り等に関する規制の周知方法等、事業の実施方法を定めるものです。登録申請書に添付が必要です。

(4) 以下に記載の「登録拒否要件」のいずれにも該当していないこと

- ① 登録取消処分を受けた日から5年以内である者。
- ② 過去、登録取消処分を受けた法人において、当該処分の日からさかのぼって30日以内に役員であった者で、当該処分を受けてから5年以内である者。
- ③ 密接関係法人が登録取消処分を受けた法人であって、当該処分のあった日から5年以内である法人。
- ④ 処分逃れのために廃業の届出をした日から5年以内である者（法人及び法人の役員を含む。）。
- ⑤ 遊漁船業の事業停止命令中である者。

- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
てから5年以内である者。
- ⑦ 遊適法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法、
若しくはこれらの法律に基づく命令（都道府県漁業調整規則を含む。）又は船員法
の規定に違反して、罰金刑に処せられ、その執行を終えた日から5年以内である者。
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内である者。
- ⑨ 未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、
その役員を含む。）が①、②、④～⑧、⑩のいずれかに該当する場合。
- ⑩ 法人であって、その役員に①、②、④～⑧のいずれかに該当する者がいる場合。
- ⑪ ⑧の者がその事業活動を支配する者。
- ⑫ 遊漁船業務主任者を選任していない者。
- ⑬ 利用者の生命又は身体について損害を生じた場合に、その損害を賠償するための
適切な保険又は共済に加入していない者。
- ⑭ 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）
が農林水産省令で定める基準に適合していない者。

(5) 8 登録申請(更新登録)についてに記載の必要書類がすべて提出されていること

4 遊漁船業者の責務等

遊漁船業者には、以下の責務等が課せられます。

(1) 遊漁船業務主任者の管理や教育

遊漁船を出航させる時は、必ず遊漁船業務主任者を乗船させなければなりません。
また、遊漁船業務主任者がその責務をしっかりと実施するよう、業務規程に沿って、遊漁船業務種主任者の管理や指導、教育・訓練等を行う必要があります。

(2) 業務規程の遵守

利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項の他、従業者への教育の実施に関する業務等を定めた業務規程を作成し、遵守しなければなりません。

(3) 気象情報の収集

出航前に気象及び海象に関する情報を収集し、利用者の安全の確保が困難であると判断される場合は、遊漁船を出航させてはなりません。

(4) 利用者名簿の備え置き

出航までに営業所ごとに利用者名簿を備え置き、業務終了後1週間保存しなければなりません。(25 ページの様式例を参照)

(5) 採捕規制の内容の周知

利用者に対し水産動植物の採捕や漁場利用に関する規制を周知しなければなりません。漁場の利用に関する規制については、船内に掲げるか、利用者に書面で配付する必要があります。

(6) 標識の掲示

別記様式第八号(23 ページ)に基づく標識を営業所及び遊漁船の船体に、別記様式第九号(24 ページ)に基づく標識を遊漁船の船体に掲示しなければなりません。また、別記様式第八号に基づく標識は、原則インターネットにより公表しなければなりません^{*1}。

(7) 名義貸しの禁止

登録を受けた遊漁船業者が名義を他人に利用させてはなりません。

(8) 事故の報告

衝突、乗揚げ、火災、転覆、設備の損傷のほか、死傷者が生じた事故が発生した場合、事故の発生後速やかに事故の内容等を県に届け出なければなりません。(業務規程例 別記様式第1号参照)

(9) 利用者の安全確保等に関する情報の公表

利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報を、原則インターネットにより公表しなければなりません^{*1}。

^{*1} 常時使用する従業者が1人以下か、自社HPを有しない場合は公表する必要はありません。

5 遊漁船業務主任者の責務等

遊漁船業務主任者には、以下の責務等が課せられます。

- (1) 誠実にその職務を行うこと
- (2) 漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理を行うこと
- (3) 漁場の選定を行うこと
- (4) 利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと
- (5) 利用者が採捕した、法令等で採捕を制限・禁止されている水産動植物の重量及び数量を確認し、漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な指示を与えること
- (6) 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常事態が発生した場合において、連絡責任者に連絡を行うこと
- (7) 遊漁船の出航前に、以下の事項について確認し、確認を行った旨を記録すること
 - ・ 出航前の検査が適切に実施されていること
 - ・ 船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の利用により安全に業務を遂行することができないおそれがないこと記録用紙は遊漁船業者に提出してください。（業務規程例 別表5の1、5の2参照）
- (8) 出航判断等に関する意見
遊漁船業者による出航判断に対して、自らの経験や気象・海象の予測情報等に基づき、必要な意見を述べること。また、利用者の安全の確保と利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保についても必要な意見を述べること。
- (9) 実務研修^{*2}（次ページ要確認）を行い、当該研修の内容を記録すること
実務研修を行った際は、研修記録を作成し、遊漁船業者に提出してください。（業務規程例 別記様式第3号参照）
- (10) 遊漁船に乗り組んで業務を行ったときは、必要事項を記載した乗務記録を作成すること
日々の営業の状況を記録する「乗務記録」を作成し、遊漁船業者に提出してください。（業務規程例 別記様式第2号参照）
- (11) その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務を行うこと
(例)
 - ・ 常に、適切な見張りを実施
 - ・ 利用者に対する安全確保のための指導・助言
 - ・ 瀬渡し等の場合の安全管理（巡回等）

※²実務研修を実施する際は、以下を守らなければなりません。

①実務研修の実施者

- ・遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有すること
- ・実務研修を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力があること

②研修内容

- ・業務形態（釣船り、瀬渡し、その他）ごとに30日以上（1日につき5時間以上）行うこと
- ・実務研修を実施した際はその記録を作成すること

③実務研修の実施海域

- ・業務主任者として実際に従事する海域でない場合には、実際に従事する海域の特性等についての必要な教育を十分に実施すること

④研修内容の習熟度の確認

- ・原則2日以上行うこと
- ・理解度に応じて必要な補習等を行うこと（習熟度確認表は業務規程例の様式例23ページ参照）

⑤実務研修証明書

- ・実務研修を修了した者に対し、実務研修証明書を交付しなければならない。

【（PICK UP）法令に違反したら遊漁船業ができなくなる？】

遊適法に違反すると、違反の内容によって、懲役刑、罰金刑などの司法処分や、業務改善命令、登録取消などの行政処分に処せられます。

業務改善命令や登録取消処分を受けると、次回更新時に登録の有効期間が短縮されます（5年⇒3年又は1年）。

また、遊漁船業の業務中はもちろん、業務外においても、禁固刑以上の刑の執行を受けた場合や、遊漁船業の適正化に関する法律、船舶安全法、船員法、漁業法などで規定された法律の違反により海上保安部等に逮捕、起訴され罰金刑を受けた場合（3ページの（4）⑥、⑦参照）には、登録も更新もできなくなる期間が発生し、現に登録をしている方が登録の拒否要件に該当すると、有効期間終了後に**最大5年間遊漁船業を営めなくなります**。

くれぐれも法令を順守し、利用者の安全第一でお願いします。

6 遊漁船業務主任者講習について

遊漁船業務主任者になろうとする者は、農林水産大臣の認定する団体が開催する「遊漁船業務主任者講習」を必ず受講する必要があります。講習日程等については、主催団体に直接お問い合わせください。

【主催団体】

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 中部事務所
電話 052-331-0185

カネニ総業株式会社 (伊勢湾マリーナ)
電話 059-364-0100

7 登録申請先及び問い合わせ先について

登録申請は、対象地区を所管する事務所で行ってください。郵送でも申請は可能です。

事務所	対象地区
〒514-8567 津市桜橋三丁目 446-34 津農林水産事務所水産室 TEL059-223-5128	いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、木曾岬町、東員町、菰野町、川越町、朝日町、明和町、多気町、大台町
〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2 伊勢農林水産事務所水産室 TEL0596-27-5189	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1 尾鷲農林水産事務所水産室 TEL0597-23-3512	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

8 登録申請（更新登録）について

(1) 登録手数料について

新規の場合27,000円、更新の場合20,000円分の三重県収入証紙を「遊漁船業者登録申請書」に添付する必要があります。

(2) 登録申請（更新登録）書類について

以下の書類を提出することが必要です。

提出書類	個人	法人	備考
遊漁船業者登録申請書	○	○	別記様式第一号（10～13 ページ）
誓約書（登録申請者等）	○	○	別記様式第二号（14、15 ページ）
実務経験・実務研修証明書の原本	○	○	別記様式第三号（16、17 ページ） 実務経験1年以上又は実務研修（1日5時間以上で30日間以上）が必要
誓約書（業務主任者）	○	○	別記様式第三号の二（18、19 ページ）
遊漁船業務主任者講習の修了証明書の写し	○	○	遊漁船業務主任者講習主催者発行
遊漁船業務主任者の海技免状等の写し	○	○	海技免状（航海）又は小型船舶操縦免許証（船長を兼務する場合は特定操縦免許付き）
遊漁船の船舶検査証の写し	○	○	
損害賠償保険証書の写し	○	○	保険加入証明書の場合は原本
登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○		3ヶ月以内のもの。 登録申請者が遊漁船業務主任者を兼任する場合であって、海技免状又は小型船舶操縦士免許証の写しで確認できる場合は省略可能。これに代わる書面は運転免許証や健康保険証等の写し
遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	3ヶ月以内のもの。 海技免状又は小型船舶操縦士免許証の写しで確認できる場合は省略可能。これに代わる書面は運転免許証や健康保険証等の写し
業務規程	○	○	更新登録の場合も見直しのうえ提出
登記事項証明書		○	
役員住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	3ヶ月以内のもの。これに代わる書面は運転免許証や健康保険証等の写し
未成年者の場合における法定代理人住民票の抄本又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書及びその役員住民票の抄本又はこれに代わる書面）	○		3ヶ月以内のもの。これに代わる書面は運転免許証や健康保険証等の写し

9 登録後の届出事項

次の場合には、変更等の届け出をしなければなりません。

(1) 下表の左欄に掲げる登録事項に変更が生じた場合、30日以内に登録事項変更届出書（別記様式第五号）に下表の右欄に掲げる書類を添えて提出する必要があります。

なお、変更登録事項が業務規程に記載されている（下表※の事項）場合は（2）による手続きも併せて必要になります。

変更登録事項	添付書類
※氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名	【個人の場合】住民票の抄本又はこれに代わる書面 【法人の場合】登記事項証明書
営業所の名称又は所在地	登記事項証明書
※使用する遊漁船	・船舶検査証の写し
※使用する遊漁船の名称	・損害賠償保険証書の写し（保険加入証明書の場合は原本）
法人の役員	・登記事項証明書 ・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（別記様式第二号。14、15ページ）
未成年者の法定代理人	【法定代理人が個人の場合】 ・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（別記様式第二号。14、15ページ） 【法定代理人が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（別記様式第二号。14、15ページ）
未成年者の法定代理人（法人）の名称	・登記事項証明書
未成年者の法定代理人（法人）の役員	・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（別記様式第二号。14、15ページ）
※遊漁船業務主任者	・海技免状（航海）又は小型船舶操縦免許証（船長を兼務する場合は特定操縦免許付き） ・住民票の抄本又はこれに代わる書面（海技免状又は小型船舶操縦士免許証の写しで確認できる場合は省略可能。） ・実務経験・実務研修証明書の写し（別記様式第三号。16、17ページ） ・誓約書（別記様式第三号の二。18、19ページ） ・遊漁船業務主任者講習の修了証明書の写し
損害賠償措置の内容（保険期間の更新を含む）	・損害賠償保険証書の写し（保険加入証明書の場合は原本） ・船舶検査証の写し

(2) 業務規程の記載事項を変更する場合、あらかじめ業務規程変更届出書（別記様式第六号）に変更箇所を添えて提出する必要があります。

(3) 遊漁船業を廃業あるいは事業者が死亡等した場合、30日以内に廃業届（別記様式第七号）を提出する必要があります。

なお、事業者が死亡等した場合は、相続人が提出してください。

(参考) 新規登録 (更新登録) 申請書等作成例

別記様式第一号 (第三条関係)

表面

作成例

個人の場合

遊漁船業者登録申請書

手数料分の額の県収入証紙をはり付ける。

手数料 **新規の場合 27,000 円**
更新の場合 20,000 円

証紙貼付欄
(消印してはならない)

**該当しない方を二重線で消す。
作成例は、「更新」の場合です。**

登録の種類	新規・更新	※登録番号	新規の場合は記入不要。	
		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。				
申請書の提出日を記入する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
三重県知事 へ		申請者 遊 漁 一 郎		
フリガナ 氏名又は名称	ユウギョ イチロウ 遊 漁 一 郎			
住 所	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3 電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス〇〇〇〇@〇〇.〇〇〇			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	個人の場合は記入不要。			
法人である場合の役員 (業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者) の氏名及び役職名				
フリガナ 氏 名	役職 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役職 (常勤・非常勤)	
個人の場合は記入不要。				
新規の場合は「なし」と記入する。 更新の場合は、現在の登録番号を記入する。				
申請時において既に受けている登録			三重〇〇〇〇	

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ氏名又は名称	郵便番号 (申請者が未成年である場合のみ記入。)				
	住所					
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ氏名	フリガナ氏名	役職（常勤・非常勤）		役職（常勤・非常勤）		
営業所の名称及び所在地						
フリガナ名称		所在地				
		郵便番号 (-)				
		電話番号 ()				
		メールアドレス				
フリガナ名称		郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇)				
		〇〇県〇〇市〇〇4丁目				
		電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇				
		メールアドレス〇〇〇〇@〇〇.〇〇〇				
法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名		ユウギョイチロウ ユウギョジロウ 遊 漁 一 郎、遊 漁 二 郎				
損 害 賠 償 措 置						
フリガナ遊漁船の名称	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当たりの額)	保険期間
ユウギョマル遊漁丸	〇〇損害保険株式会社 遊漁船業者総合保険	有・無	10人	10人	5,000万円	令和〇〇年〇月〇日から 令和〇〇年〇月〇日まで
※瀬渡しをおこなう場合には、必ず瀬渡し特約を契約すること。		事の登録状況				
なし		登				

選任している遊漁船業務主任者の氏名を記入。複数選任している場合には、全員の氏名を記入。

・遊漁船の定員には、船舶検査証の旅客定員を記入する。
・利用定員には、瀬渡し等を行う場合に、同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数を記入する。

他の都道府県にも登録している場合は、その登録番号を記入する。
登録していない場合は、「なし」と記入する。

備考

- 電子化の進捗状況
- ※印
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

作成例

手数料分の額の県収入証紙をはり付ける。
 手数料 新規の場合 27,000 円
 更新の場合 20,000 円

表面

法人（株式会社など）の場合

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄
 （消印してはならない）

該当しない方を二重線で消す。
 作成例は、「更新」の場合です。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	新規の場合は記入不要。	
		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
三重県知事 াতে		申請者	株式会社 遊漁丸 代表取締役 遊漁一郎	
フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ユウギョマル 株式会社 遊漁丸			
住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3 電話番号（〇〇〇〇）〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス〇〇〇〇@〇〇.〇〇〇			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ユウギョ イチロウ 遊漁 一郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに 職名				
フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）	
ユウギョ ジロウ 遊漁 二郎	専務取締役（常勤）	役員とは、業務を執行する社員、 取締役、これらに準ずる者を言 います。 監事については記入する必要は ありません。		
ユウギョ サブロウ 遊漁 三郎	常務取締役（常勤）			
申請時において既に受けている登録		三重〇〇〇〇		

申請書の提出日を
記入する。

電話番号、メールアドレス
は常につながるものを記
入すること。

役員とは、業務を執行する社員、
取締役、これらに準ずる者を言
います。
監事については記入する必要は
ありません。

新規の場合は「なし」と記入する。
更新の場合は、現在の登録番号を記入する。

作成例

（表面）

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

登録申請者
~~登録申請者の役員~~
~~登録申請者の法定代理人~~
~~登録申請者の法定代理人の役員~~

不要なものを二重線で消す。

申請書の提出日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申 請 者 遊 漁 一 郎

法 定 代 理 人 〇 〇 〇 〇

三 重 県 知 事 あ て

申請者が未成年の場合は、「申請者」の下に法定代理人の氏名を記入する。

備 考

「
 登録申請者
 登録申請者の役員
 登録申請者の法定代理人
 登録申請者の法定代理人の役員
 」

については、不要なものを消すこと。

※ この誓約書は、登録申請者（個人の場合は本人、法人の場合はその全ての役員、未成年者の場合はその法定代理人）が法第6条の「登録の拒否要件」の全て（内容は裏面のとおりの）に該当しないことを誓約する書面です。

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
 - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
 - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七十七条の二第一項、第百七十七条の三第一項、第百七十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

作成例

実務経験証明書

被証明者の氏名を記入する。

（ 遊漁 一郎 ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者欄には、
 ①自らが遊漁船業者として実務経験がある場合は、本人の氏名を記入する。
 ②他の遊漁船業者のもとで従事者として船舶に乗船していた場合は、雇用者であった遊漁船業者の氏名を記入する。

令和〇年〇月〇〇日

証明者 海野 太郎

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称 (遊漁船業者の登録番号)	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
海野 太郎 (三重〇〇〇〇)	船釣り	〇〇沖	令和〇年〇月〇〇日 から 令和〇年〇月〇〇日 まで
合計期間			満 〇年 〇ヵ月 〇〇日

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

作成例

実務研修証明書

被証明者の氏名を記入する。

(遊漁 一郎) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

研修で指導を受けた業務主任者の氏名を記入する。

証明者 海野 太郎

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
海野 太郎 (三重 浜子 三重〇〇〇〇)	船釣り 業務主任者の氏名 遊漁船業者の氏名と登録番号	〇〇沖	令和〇年〇月〇〇日 から 令和〇年〇月〇〇日 まで
海野 太郎 (三重 浜子 三重〇〇〇〇)	瀬渡し 複数の業務形態がある場合は、 業務形態ごとに分けて記入。 (それぞれ 30 日以上必要)	〇〇沖	令和〇年〇月〇〇日 から 令和〇年〇月〇〇日 まで
()			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 〇〇日

備 考

- この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第 1 項第 3 号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請書の提出日
を記入する。

令和〇年〇月〇〇日

申 請 者 遊 漁 一 郎

法定代理人 ○○ ○○

三 重 県 知 事 あ て

申請者が未成年の場合は、「申請者」
の下に法定代理人の氏名を記入する。

備考

○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

作成例

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">業務規程変更届出書</p> <p style="margin: 10px 0;">この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>届出書の提出日（変更年月日より前の日付）を記入する。</p> </div> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和〇年〇月〇〇日</p>			
<p>三重県知事 へ</p>		<p style="text-align: right;">届出者 遊漁 太郎</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>届出者は登録申請者と同じ人とする。</p> </div>	
<p>フリガナ 氏名又は名称</p>	<p style="text-align: right;">ユウギョ イチロウ 遊漁 一郎</p>		
<p>住 所</p>	<p>郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市1丁目2-3</p> <p style="text-align: right;">電話番号（〇〇〇〇）〇〇 - 〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇.〇〇〇</p>		
<p>法人である場合の フリガナ 代表者の氏名</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>個人の場合は記入不要です。 法人の場合は代表者氏名を記入してください。</p> </div>		
<p>登録番号</p>	<p>三 重 〇 〇 〇 〇</p>		
<p>登録年月日</p>	<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>		
<p>変更に係る事項</p>	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更年月日</p>
<p>遊漁船の名称</p>	<p>A 丸</p>	<p>D 丸</p>	<p>令和〇〇年 〇〇月〇〇日</p>
<p>出航中止基準及び帰航基準</p>	<p>単独の判断</p>	<p>団体による判断</p>	<p>令和〇〇年 〇〇月〇〇日</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>変更年月日（届出日より後の日付）を記入します。</p> </div>

作成例

<p>遊漁船業者廃業等届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">届出者 遊漁 太一</p> <p>三重県 知事殿</p>		<p>・届出書の提出日を記入する。</p> <p>・廃業した日から30日以内に届出ること。</p>
フリガナ 氏名又は名称	ユウギョ イチロウ 遊 漁 一 郎	<p>登録していた氏名・会社名・住所等を記入します。</p>
住 所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3 電話番号（〇〇〇〇）〇〇 - 〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇.〇〇〇	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	<p>個人の場合は記入不要です。</p> <p>法人の場合は代表者氏名を記入してください。</p>	
登録番号	三 重 〇 〇 〇 〇	
登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
廃止年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
廃 止 の 事 由		
<p>死亡</p> <p>合併により消滅</p> <p>破産手続開始の決定により解散</p> <p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散 遊漁船業を廃止</p>		
<p>遊漁船業廃止の事実が発生した日を記入する。</p> <p>例）</p> <p>個人事業者（本人）が死亡した場合は、死亡した日。</p>		<p>不要なものを二重線で消す。</p>

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

標識作成例

別記様式第八号（第十八条関係）

作成例

← 25 センチメートル（遊漁船に掲げる場合
にあつては 16 センチメートル）以上 →

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	遊 漁 一 郎
登録番号	三重〇〇〇〇
登録の有効期間	〇〇年〇〇月〇〇日から △△年△△月△△日まで
営業所の所在地	郵便番号（〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇4丁目5－6 電話番号（〇〇〇〇）〇〇-〇〇〇〇
遊漁船の名称	遊 漁 丸
遊漁船業務主任者の氏名	遊 漁 一 郎 遊 漁 二 郎 遊 漁 三 郎
損害賠償措置の保険期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

↑ 40 センチメートル（遊漁船に掲げる場
合にあつては 27 センチメートル）以上 ↓

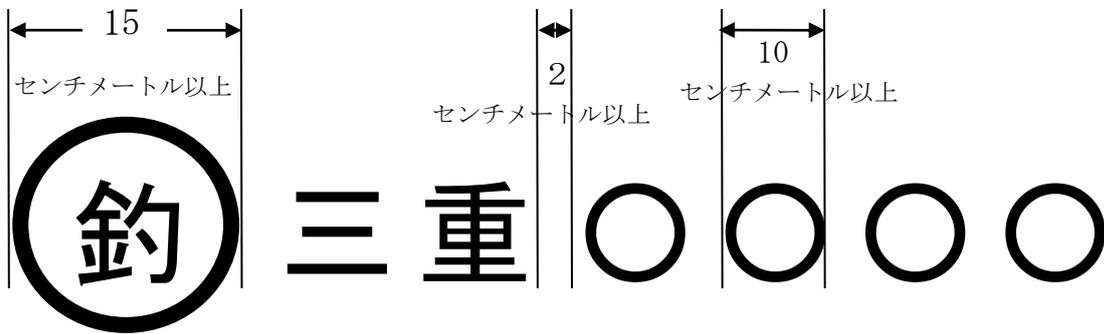
備 考（遊漁船に掲げる場合）

- 1 「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。
- 4 遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 16 センチメートル以上、長辺が 27 センチメートル以上となるようにする。

備 考（営業所に掲げる場合）

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 25 センチメートル以上、長辺が 40 センチメートル以上となるようにする。

作成例



備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

- (1) ×××の部分には、当該登録に係る都道府県名を表示すること。
- (2) ○○○○の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。
- (3) 大きさは10センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。

利用者名簿様式例

様式例

利用者名簿

○ ○ ○ 丸

漁場の位置 ○○○○○沖

案内する漁場の位置、利用開始及び終了予定の年月日時は必須事項です。

利用開始 ○○○○年 ○月 ○日 ○時

終了予定 ○○○○年 ○月 ○日 ○時

氏 名	性 別	年 齢	住 所	緊急連絡先(※)
○○ ○○○	○男・女	○○歳	○○○○○○○○	1234-56-7890
	男・女	歳		

氏名、性別、年齢、住所、緊急連絡先は必須事項です。利用者に記入してもらっても構いません。

※利用者名簿は利用の終了日から一週間は、保存しなければなりません。

※緊急連絡先については、本人以外の確実に連絡の付く連絡先をご記入下さい。